

ゆたかな暮らし

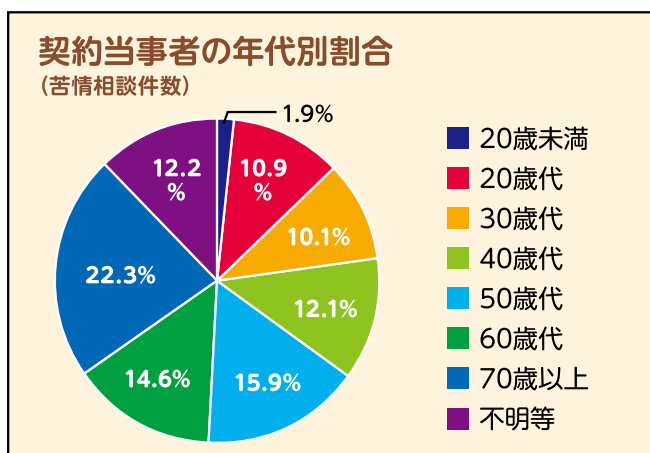
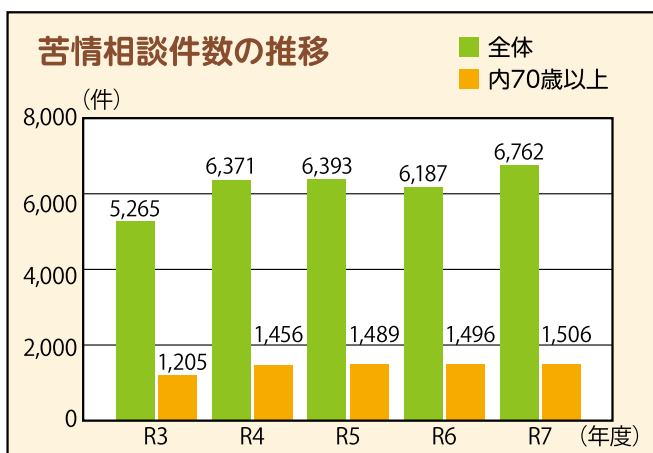
キビタキ

令和7年度仙台市消費生活相談の概要

●令和7年度消費生活相談件数

令和7年度に寄せられた消費生活相談は7,344件で、前年度に比べて629件増加しました（前年度比109.4%）。そのうち、問合せなどを除く契約トラブルなどに関する苦情相談が6,762件でした（前年度比109.3%）。

年代別では70歳以上の高齢者からの相談が1,506件（前年度比100.7%）で最も多く、全体の22.3%を占めています。



●相談の多い商品・サービス

商品・サービス別件数(上位10位)

	商品・サービス	R7	R6	前年比
1	商品一般	758	782	96.9%
2	不動産貸借	335	314	106.7%
3	基礎化粧品	265	295	89.8%
4	フリーローン・サラ金	219	203	107.9%
5	他の健康食品	218	243	89.7%
6	エステティックサービス	192	72	266.7%
7	役務その他サービス	187	140	133.6%
8	インターネット接続回線	174	162	107.4%
9	工事・建築	148	166	89.2%
10	携帯電話サービス	141	107	131.8%

最も多い相談は「商品一般」で、架空請求のほか、実在する事業者（通販サイトや宅配便事業者、金融機関等）をかたる偽ショートメッセージサービス等や、公的機関や電話会社をかたる不審な電話に関する相談が多く寄せられました。次に多かった「不動産貸借」の相談件数は前年度から微増しており、賃貸物件退去時の原状回復についての相談が多くなっています。「基礎化粧品」は、インターネット通販での定期購入に関するトラブルの相談が大半を占めています。

最も増加率が高かった「エステティックサービス」は、事業者の破産等により解約・返金を求める相談が多く寄せられたため、前年度に比べて大幅に増加しています。

令和7年度の消費生活相談から

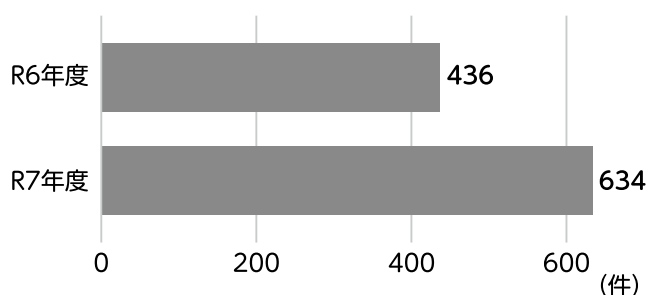
電話勧誘による消費者トラブルが増加しています!



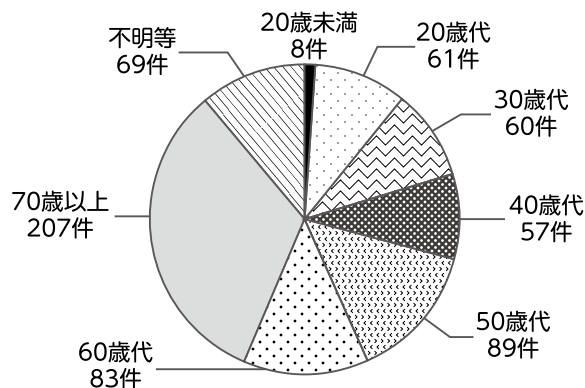
電話勧誘をきっかけとした消費者トラブルの相談が増加しています。令和7年度の「電話勧誘販売」に関する相談件数は634件で、前年度より198件増となりました。年代別では70歳以上からの相談が全体の3割を超えており、60歳代を含めると半数近くを占めています。

相談の多くは、電話会社や警察などをかたる不審な電話に関するものです。在宅時間が長い高齢者が不安に思い相談につながったケースが多いと考えられます。インターネット回線が安くなると勧誘を受けたり、副業を始める際に電話やWeb会議ツールで説明を受けて契約しトラブルとなったケースの相談も寄せられました。

電話勧誘販売の相談件数の推移



令和7年度 電話勧誘販売関連年代別相談件数



● 相談事例 1 ●

警察を名乗る電話があり、「あなたのキャッシュカードが犯罪に使われている。詳しく事情を聴きたい。」と言われた。相手は私の住所、名前を知っていたので、信じてしまい、銀行口座の情報を話してしまった。通帳を確認するのでビデオ通話アプリに切り替えるように言われたところで不審に思い電話を切ったが、口座情報を伝えてしまったことが不安だ。



● 相談事例 2 ●

大手電話会社を名乗って「今利用している光回線より安くなる。工事費は無料。」と電話で勧誘を受けた。通信速度も速くなるとの説明だったので、了承して申し込むことにした。申込書が届き確認すると、契約先は聞いたことのない会社名で、無料と言われた工事費がかかると記載されており、工事が10日後になると連絡がきた。電話の説明と違うので納得がいかない。



● 相談事例 3 ●

インターネット閲覧中に在宅で簡単にできる副業の広告を見つけ登録した。事業説明のため無料通話アプリをインストールし、個人情報登録するように連絡があった。登録後、業者から電話があり仕事内容の説明を受け、仕事に必要なサポートプランの契約をした。50万円のプランだったが、すぐに元が取れると言われ分割払いで支払っているが、全くもうからず元が取れないので解約したい。



アドバイス

- 非通知や「+」から始まる海外からの知らない国際電話、警察で使われることの多い下4桁が「0110」の電話番号には慎重に対応しましょう。留守番電話機能や迷惑電話対策機能が付いた電話を利用することも有効です。
- 断る際は、「いりません」「必要ありません」などと、はっきりした言葉で伝えましょう。断っているのに、事業者が再度勧誘の電話をすることは、特定商取引法で禁止されています。しつこい事業者には、法律違反であることを伝え、きっぱり断りましょう。
- 相手を簡単に信用せず、必要のない個人情報絶対に伝えないでください。
- 契約した後でも、場合によってはクーリング・オフ等ができることがあります。あきらめずに消費生活センターにご相談ください。



ひとりで悩まず、早めに消費生活センターにご相談ください

家庭から減らそう！食品ロス



「食品ロス」とは、まだ食べられるのににもかかわらず捨てられてしまう食品のことを言います。

日本における年間の食品ロスは約461万トン^(※)。その約半分は家庭から発生していると言われており、私たち一人ひとりの心がけがとても重要です。

(※) 令和6年度 推計値

注目!

家庭で捨てられやすい食品

第1位 主食(ごはん、パン、麺類)

第2位 野菜

第3位 おかず



毎日おにぎり1個分(102g)の
食べ物を捨てていること
になるんだって



お買い物の前に冷蔵庫の中をチェックして、必要なものだけを買うようにしましょう。
食べきれなかった食材は、別の料理にアレンジしたり、冷凍保存を上手に使うのもおすすめです。

今日からできる家庭での取り組み

お買い物編

- 1 買い物前に、食材をチェック
- 2 必要な分だけ買う
- 3 期限表示を知って、賢く買う

ご家庭編

- 1 適切に保存する
- 2 食材を上手に使い切る
- 3 食べきれる量を作る

せんだい
食品ロス
削減ガイド
ブック▶



「デジタル終活」始めてみませんか？

デジタル機器やインターネットサービスが身近になった今、万が一に備えてデータやパスワードを整理する「デジタル終活」が注目されています。

自分や家族の安心のために、少しずつ準備を始めてみませんか。



仙台市では、「終活相談窓口」を開設し、終活に関するさまざまなご相談を受け付けています。

◀詳しくはこちら(仙台市高齢企画課HP)

デジタル終活のポイント

- スマホのパスワードを書いた紙を保管しておく
- 契約中のサービスのID・パスワードを整理しておく
- エンディングノートを活用する
- 自分が亡くなったあと、スマホのアカウントにアクセスできる人を指名しておく



ぼのぼのと一緒に考える「カスハラ」

消費者が消費者市民社会の一員として、事業者適切に問題点などの意見を伝えることは、事業者が提供する商品・サービスの改善を促すことにつながり、健全な市場形成にもつながります。しかし、その申入れが、従業員等に対する著しい迷惑行為(いわゆるカスタマーハラスメント、以下「カスハラ」)になると、従業員等の精神的負担や就業環境を害することとなり、商品・サービスの質が低下するなど、かえって消費者にとっても悪影響となる可能性があります。

消費者庁では、幅広い世代向けの啓発冊子「ぼのぼのと考えよう カスハラってなんのこと?」を作成し、消費者と事業者双方が共通認識を持ってカスハラの発生を防止するための取り組みを進めています。

消費者が正当な意見を伝える適切な方法を習得することで、消費者の声が事業者を受け止められ、消費者と事業者相互の信頼関係が構築されることで持続可能な消費生活の基礎となります。

問題解決に向けた上手な意見の伝え方について、ぼのぼのと一緒に考えてみませんか。



▲消費者庁HP



仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画の取り組みを紹介します

施策の柱 Ⅱ

ライフステージや
消費者の多様な特性に応じた
消費者教育・啓発の充実

ライフステージに応じた消費者教育を継続し、
多様な人々にも配慮した包摂的な社会づくり
を推進します。



具体的な施策

- さまざまな年代・対象に合わせた講座や研修を開催します。
- 消費者教育ウェブ教材「伊達学園」により学習機会の充実を図ります。
- 講座の実施やSNS広告等、さまざまな機会や媒体を活用して若者に対する情報提供や啓発を行います。
- 児童生徒の保護者向けに、家庭で活用できるリーフレット等の作成・配布を行い、消費者被害の防止を図ります。



▲出前講座



▲伊達学園

身近な「はかり」の大切さについて知ろう!

私たちの身の回りでは、お店の肉・魚・惣菜の内容量や、水道・ガス・電気・ガソリンの使用量のほか、学校や病院での体重測定など、さまざまな計量が行われています。

公正な取引や健康管理など私たちが安全で安心な生活を送るためには、正確な計量の実施が欠かせません。

仙台市では、こうした取引や証明に使用する「はかり」を正しく使っていただくために、「はかり」の定期検査や立入検査、スーパーなどでの商品量目検査を行っています。



取引や証明に使えるはかりには、
こんなマークがついているよ。
身近なところにもあるかもしれないね、
よく観察してみよう。



▼検定証印

▼基準適合証印



～11月1日は計量記念日です!～

11月1日は現行の計量法が施行された日です。

仙台市では、計量記念日にあわせて、宮城県、(一社)宮城県計量協会と共催でイベントを開催します。重さ当てゲームや、動物に関する計量クイズに参加して、計量について楽しく学んでみませんか?



- イベント名 2026 みやぎ計量のひろば
- 開催日 令和8年11月1日(日)
- 場所 仙台市八木山動物公園
フジサキの杜

▼ 昨年のイベントの様子



契約トラブルなどで迷ったときや困ったときは1人で悩まず早めにご相談ください。

仙台市消費生活相談ダイヤル

022-268-7867

相談時間 月曜から金曜 9:00～17:00(受付16:30まで)
土曜 9:00～16:00(受付16:00まで)
※休館日 日曜・祝日・年末年始

インターネット消費生活相談

仙台市オンライン申請システムからご利用いただけます。
詳しくはホームページをご覧ください。

ご相談は仙台市在住または通勤・通学の方が対象です。

仙台市消費生活センター

〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11番1号
141ビル(三越定禅寺通り館)5階

TEL 022-268-7040 FAX 022-268-8309

E-mail sim004140@city.sendai.jp

消費者ホットライン

188(局番不要)



仙台市消費生活センター ホームページ
「ゆたかなくらし」はホームページでもご覧いただけます。

